

新型コロナウイルス感染症の影響による**緊急小口資金(特例貸付)**について

1. 緊急小口特例貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象とした貸付です。
世帯への生活費の貸付です。貸付は世帯単位で行います。

貸 付 額	20万円以内（一括交付）
● 据 置 期 間	1年以内
● 返 済 期 間	2年以内(24回以内)
● 連 帯 保 証 人	不 要
● 利 子	無 利 子 ※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、 残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。
● 貸付金の交付	申請書受理後、約7～10営業日後(予定) ※ご指定の金融機関口座(ご本人名義)に振り込みます。
● ご返済について	原則として、金融機関口座引き落としで毎月ご返済いただきます。
● お申込み方法	原則として、郵送にてお申込みいただきます。

▼ 申請受付締切日

申請書類に**不備がない状態で令和3年11月30日(火)17:00まで**に
申請書類を提出してください(必着)

▼ 新型コロナウイルス感染症の影響がある前から継続して、雇用契約を結んで働いている方、事業主として事業を営んでいる方が、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合に対象となります。

そのため、次の方は対象外になります。別にご相談ください。

- ▽ 学校卒業見込みで決定していた採用(内定)が取り消しになった方
- ▽ 新型コロナウイルス感染症の影響がある以前から失業給付、育児休業給付等の手当を受給していた方
- ▽ 新型コロナウイルス感染症の影響がある前に就労収入がなく、現在も就職ができていない方
(内定取り消し、雇用契約締結の延期を含む)
- ▽ 自発的(自らのコロナ感染を避けるためなどのため)に休職や離職をした方
- ▽ 投資家、投機家の方

▼ 自己破産手続き中の方は、対象外となります。 ※任意整理中の方はご相談ください。

2. 借入申込ができる方 ※下表のすべての項目に該当する方が申込できます。

	項 目	該当チェック
①	自分もしくは家族が新型コロナウイルス感染症の影響で減収した。	<input type="checkbox"/>
②	北区に住民登録をし、かつ、住民登録した住所に居住している。	<input type="checkbox"/>
③	外国籍の方の場合、永住、定住及びそれに準ずる在留資格がある、もしくは、在留期間満了後更新の予定があり、更新可能である。 ※在留許可が指定書により「帰国準備」とされている方は対象外です。	<input type="checkbox"/>
④	20歳以上である。もしくは、20歳未満だが婚姻している。 20歳未満の場合、親権者または後見人が法定代理人となることができる。	<input type="checkbox"/>
⑤	生計中心者である。	<input type="checkbox"/>
⑥	自分もしくは同一生計の家族が、北区及び他の地域、道府県で今回と同じ新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
⑦	同居の家族に、公務員、社会福祉協議会職員がいない。	<input type="checkbox"/>
⑧	生活保護を受けていない。生活保護申請中ではない。	<input type="checkbox"/>

★すべての項目に該当する方が申込できます。該当しない項目がある方は、別にご相談ください。

3. 申込に必要な書類等

(1) 申請書類 (所定の用紙にご記入いただくもの。北社協ホームページからダウンロードできます。)

①	借入申込書	<input type="checkbox"/>
②	緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書	<input type="checkbox"/>
③	収入の減少状況に関する申立書	<input type="checkbox"/>
④	借用書	<input type="checkbox"/>

(2) 添付書類等 (申請者にご準備いただくもの。) ※準備できない書類がある方はご相談ください。

	必 要 書 類	準備チェック
A.	3か月以内に発行された 世帯全員分 の住民票 (マイナンバーの記載がないもの) ※ 同一住民票の世帯を1世帯とします。 ※ 区役所等の窓口で発行する際に、貸付の申請で使用すると申し出ると発行手数料が無料になります。	<input type="checkbox"/>
B.	身分証明書の写し (いずれか1点をご提出ください) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(写真付き) ※マイナンバー通知カードでは代用できません。 <input type="checkbox"/> 在留カード (外国籍の方はこちらをご提出ください)	<input type="checkbox"/>
C.	預貯金通帳の写し ★銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。 ※貸付金の交付(振込)に使用します。支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
他	印鑑 ※申請書類にご捺印いただきます。 ★朱肉で押す認印(いわゆる三文判でよい。インク浸透印(シャチハタなど)は不可)	<input type="checkbox"/>

4. 申込方法

原則、郵送での申請とさせていただきます。

なお、申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。

また、相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。

■申請の手順

1. 北社協ホームページから申請書類①～④と「提出時チェックリスト」をダウンロードしてください。
2. 記入例に従って、申請書類を作成してください。
記入例は、北社協ホームページからダウンロードできます。
3. 作成済みの申請書類①～④をコピーし、ご返済が完了するまでお手元に保管ください。
4. 申請書類①～④と一緒に、添付書類 A～C を北区社会福祉協議会までお送りください。
封入の前に「提出時チェックリスト」で申込に必要な書類がそろっているかをチェックし、チェック済みの「提出時チェックリスト」も一緒にお送りください。
※申請書類①～④は必ず押印した原本をお送りください。コピーでは受理できませんのであらかじめご承知おきください。



北社協ホームページ
こちらから

■申請書類の作成・提出にあたっての注意事項

- (1) 記入にあたっては、ボールペン、インクペンなど消えない筆記用具をご使用ください。
消せるボールペン（フリクションなど）や鉛筆で記入された書類は受理できませんので、ご注意ください。
- (2) 記入に誤りがあり訂正するときは、訂正する文字を二重線で消し、二重線に重ねて訂正印（申請書類に捺印したものと同一印）を押してください。特に、借用書は訂正印がないものは受理できませんので、ご注意ください。
- (3) 申請書類①「緊急小口資金借入申込書」冒頭にある留意事項を確認し、すべての項目にご同意のうえ、署名欄にご署名ください。
- (4) 申請書類②「緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書」は、内容をご確認のうえ、下段枠に、記入日の日付、住所、氏名を自署し、ご捺印ください。
- (5) 申請書類④「借用書」の「借入金額」欄には、借入申込書でお申込みの金額をご記入ください。
住所・氏名欄は、お住まいの住所（住民登録している住所）を正しく記入し、ご署名、ご捺印ください。
- (6) ご提出前に「提出時チェックリスト」で、提出書類がそろっていることをご確認ください。

■申請書類がダウンロードできない方は・・・

申請書類を郵送いたします。次のいずれかの方法でご依頼ください。

なお、郵送はご依頼をいただいた日の翌営業日となることをご了承ください。

① メール

「郵送申請申込フォーム」をお使いください →



② FAX FAX 番号： 03-3905-4653

誤送信にご注意ください。誤送信の責任は負いかねますので、あらかじめご承知おきください。

必ず、以下の 5 項目を記入して送信してください。記入がない項目があった場合、郵送できないことがあります。

「緊急小口資金（特例貸付）郵送申請希望」

お名前（フリガナもご記入ください） 郵便番号 住所 電話番号

③ 電話 電話番号： 03-3906-2352


5. その他

- ★ 貸付元である東京都社会福祉協議会の審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。
- ★ 申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。
- ★ 相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。
- ★ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、返済を免除することができるとしています。免除の具体的な判断基準や手続き方法については現段階では示されておりません。具体的なことがわかりましたら、北社協ホームページにてお知らせいたします。
- ★ 今回の特例措置については、これまで頻繁に制度が変更されています。今後も変更があると思われます。変更があった際には北社協ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。
- ★ 生活保護受給者及び生活保護受給申請の有無について、福祉事務所に照会を行います。

6. お申込み先

社会福祉法人 北区社会福祉協議会（福祉資金担当）

〒114-0021 北区岸町1-6-17 岸町ふれあい館1階

 03-3907-9494 （受付 9：00～17：00 ※12時～13時は休憩時間です。）

開設時間：平日 8：30～17：15 休日：土・日・祝日、12/29～1/3